

農業委員会議事日程

日 時：令和元年 6月28日（火）

午後3時00分

場 所：上山田庁舎・302会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第12号 農地法第3条に係る買受適格証明願について
7. 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による貸借の合意による解約について
 - (3) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
11. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会
1 番 宮坂 昭正委員 外 14 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信
事務局次長 中山 秀一
農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和元年6月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
中山次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本 日一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議 ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から 指名するに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 3番栗原正明委員、4番野上尚一委員の両委員をお願いいたします。
議 長	それでは、日程第5、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請 について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 11 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 6、議案第 12 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。
質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 12 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 12 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続きまして、日程第 7、議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

12 番宮原委員

12 番宮原です。

23 日に担当推進委員と現地確認をしてきましたのでご報告します。既存住宅を工場敷地として売却することになったため、自己の農地に住宅を新築するものであります。場所は上山田の〇〇〇株式会社から堤防沿い約 600m 南にある農地です。北側は太陽光発電システムが設置され、西側は住宅、東側・南側は農地ですが、隣接耕作者の同意を得ております。平屋の住宅を新築するもので日照への影響も少なく、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断しました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 13 号は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 8、議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。

なお、議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 9 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、議事参与の制限に該当する「11 番 中山正昭委員」の退席を求めます。

……中山委員退席……

議 長

それでは、9 番案件について、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

10 番櫻井委員

10 番櫻井です。

25 日午前中に農業委員・推進委員 4 名で現地確認をしてきましたのでご報告いたします。場所は屋代保育園の道路を挟んで東側に位置する農地です。申請地において住宅の新築を行うものであります。隣接耕作者の同意も得ており、申請について問題ないと判断しました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請、9 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 14 号 9 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。
ここで、議事参与の制限を解きます。

……中山委員入室・着席……

議 長

それでは、1 番から 8 番案件、10 番から 12 番案件について、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

1 番宮坂委員

1 番宮坂です。24 日に担当推進委員と現地確認をしてきました。1 番から 6 番案件について、ご報告いたします。

1 番案件ですが、場所は、鋳物師屋公民館北側約 200m、ながの農協〇〇支所西側約 300mにある水田です。申請者は既存住宅敷地を拡張し、ドッグランスペース及び鉢植え置場等を整備したいとのことです。西側・南側は宅地、東側は幹線水路、北側は農地ですが隣接耕作者 1 名の同意を得ており、問題ないと判断いたしました。

2 番案件ですが、場所は、千曲市更埴文化会館の南側、〇〇デイサービスセンター東側にある農地です。市内の不動産業者が 7 区画の宅地分譲地を整備するものであります。北側・南側は市道、西側は宅地、東側は雑種地、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

3 番案件ですが、場所は、2 番案件の西側に隣接する農地です。申請地において住宅を新築するものであります。汚水は公共下水道へ接続、日照・通風への影響も軽微であり、隣接耕作者 1 名の同意も得ていることから問題ないと判断しました。

4 番案件ですが、場所は、杭瀬下保育園北側約 50mにある農地です。申請地にお

いて、住宅の新築をするものであります。北側は宅地と畑、南側は市道、東側・西側は宅地、建物は2階建て住宅で日照・通風への影響も軽微であり、汚水は公共下水道へ接続、隣接耕作者2名の同意も得ており問題ないと判断しました。

5番案件ですが、更埴中央公園から約300mにある農地で、長野市の不動産業者が4区画の宅地分譲地を整備するものであります。北側・西側・南側は道路、東側は宅地と隣接農地はなく、汚水は公共下水道へ接続予定であり問題ないと判断いたしました。

6番案件ですが、中区公民館約200m、〇〇寺院から西側約150mにある農地です。申請地において、住宅を新築したいとのことです。2階建ての住宅で日照・通風への影響は軽微であり、汚水は公共下水道接続、隣接耕作者2名の同意も得ており、問題ないと判断いたしました。

10 番櫻井委員

10 番櫻井です。

7 番から 8 番案件についてご報告します。

7 番案件ですが、場所は県立歴史館西側約 100m にある農地です。以前、携帯電話基地局の仮設工事用地として一時転用許可を得ましたが、再度、工事車両の駐車場及び仮設ヤード用地として利用したいとのことです。工事終了後、現況復旧する予定となっており、問題ないと判断しました。

8 番案件ですが、場所はしなの鉄道屋代高校前駅から北側約 50m にある農地です。資材置場として使用していた部分について追認申請するものであります。顛末書が提出され、悪質性がなく反省の姿勢も見られることから、追認許可について問題ないと判断しました。

4 番野上委員

4 番野上です。

10 番から 12 番案件についてご報告します。

10 番案件ですが、場所はしなの鉄道戸倉駅東側にある農地で、碎石置場の側にある畑です。申請地においてペット同伴型カフェ及び宿泊施設を新築したいとのことです。東側は線路、西側は市道、北側・南側は畑ですが隣接耕作者3名の同意を得ており、問題ないと判断しました。

11 番案件ですが、場所は国道 18 号線沿いの〇〇〇株式会社の東側約 150m にある農地です。申請地において、太陽光発電システムを設置したいとのことです。東側は線路、西側は水路、北側は田、南側は畑であります。隣接耕作者4名の同意を得ており、問題ないと判断いたしました。

12 番案件ですが場所は千本柳です。〇〇〇薬局の西側約 200m にある農地です。申請地において6区画の宅地分譲地を整備したいとのことです。西側は宅地、東側と南側は市道、北側は水田ですが、隣接耕作者1名の同意を得ており問題ないと判断いたしました。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。

それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番から 8 番案件、10 番から 12 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 14 号 1 番から 8 番案件、10 番から 12 番案件は、原案のとおり可決、決定されました。

続きまして、日程第 9、議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中山次長

……朗読説明……

議 長

朗読説明が終わりました。

それでは、質疑意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行いたします。

質疑、意見を終結し、採決いたします。

お諮りします。議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 15 号は、原案のとおり可決、決定されました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

続いて、日程第 10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

中山次長

(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

中山次長

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長

(3)農地法第 5 条第 1 項ただし書き（許可不要）による転用行為について

議 長

説明が終わりました。今の報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第11、その他につきまして事務局から説明をお願いいたします。

……朗読説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
6月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午後4時00分